

令和4年度 包括外部監査の結果報告書

包括外部監査人 公認会計士 福士直和

「道路事業に係る財務事務の執行について」

概要版

第1 外部監査の概要

1 選定した特定の事件

道路事業に係る財務事務の執行について

監査対象機関は以下のとおりである。

土木部道路課

都市計画課

宮城県道路公社（以下「道路公社」という。）

2 特定の事件を選定した理由

インフラの老朽化が急速に進展する中、国では「インフラ長寿命化基本計画」（平成25年11月）を策定するとともに、平成26年4月、総務省から地方公共団体に対し、「インフラ長寿命化基本計画」の行動計画にあたるものとして「公共施設等総合管理計画」の策定が要請された。これを受け、宮城県（以下「県」という。）では、平成28年7月に「宮城県公共施設等総合管理方針」を策定し、公共施設等（公用・公共用施設、社会基盤施設）の管理の基本方針を定めるとともに、個別施設に係る長寿命化計画（個別施設計画）の策定を推進し、具体化を図っている。

一方、宮城県公共施設等総合管理方針（平成31年3月一部改訂）では、長寿命化対策等の効果額や進捗管理の評価に資する数値目標が明記されていないが、主要な社会基盤施設である道路においても、「宮城の道づくり基本計画（2021-2030）」で示されているとおり、高度経済成長期に建設され、急速に老朽化が進行している既存施設に加え、震災後に整備された道路施設について、計画的・効率的な管理を充実させていく必要があると考えられる。

よって、道路事業に係る財務事務の執行について、包括外部監査人の立場から検討を加えることは、今後の行政運営にとって有意義と認識し、本年度の包括外部監査の特定の事件として選定した。

第2 外部監査の結果及び意見

I 個別検出事項

今回の監査の過程で発見された個別検出事項については、

- 監査の結果（地方自治法第252条の37第5項）を「指摘」
- 監査の結果に添えて提出する意見（地方自治法第252条の38第2項）を「意見」

と記載している。

項目	区分	現状の問題点	解決の方向性
1 事業評価			
(1) 事業成果の開示不足	意見	推進事業一覧シートにおいて県が示している「事業概要及び実績」は推進事業に係る事業成果の記載内容に乏しい事業が散見される。推進事業に係る成果指標（目標、実績）を示すことなく、施策評価の主たる目的である「施策の成果の評価、課題等の検証」の実効性が確保されているとは考え難い。	推進事業の活動内容（アウトプット）と成果（アウトカム）を明確に区分し、成果指標の目標と実績を比較検証する等、目的と整合する施策評価を実施する。
(2) 施策評価の対象外事業	意見	施策評価の対象外事業のうち、「道路維持清掃費・除融雪費・雪寒道路整備費」や「国直轄道路事業負担金」（交通安全、電線共同溝）については当該事業に係る有効性評価が十分といえるか疑問である。	現行の施策評価の対象外になっている重要な事業費に関する有効性評価に向けて検討を行う。
(3) 計画目標と成果指標算出方法の不整合	意見	計画の成果指標値が、県全体ではなく計画期間中の交付対象事業を母集団として算出している社会資本総合整備計画が検出された。当該成果指標値をもとに交付対象事業の効果を的確に評価できるか疑問である。	交付対象事業は、整備計画の目標との関係を合理的に説明できることが必要であり、その構成が整備計画の目標に対して妥当であることが求められる点に留意し、計画の目標と整合する成果指標値を算定する。
(4) アウトカム指標の未設定	意見	県が設定している計画の成果目標（定量的指標）は事業の進捗に伴い結果的に増加する指標であるため、アウトプット指標と考えられ、アウトカム指標が未設定の社会資本総合整備計画が検出された。アウトカム指標を設定せず、整備計画の効果・効率性を検証可能か疑問である。	計画の目標と整合するアウトカム指標も設定する。
(5) 長期未着手の都市計画道路	意見	長期未着手の都市計画道路について、未検証の延長が計画延長の約12%となっていることから、早期の見直しを促進する必要があると考えられる。	着手時期未定の市町村は限定されているため、広域行政を担う県の立場から、引き続き当該市町村に対する必要な支援策を講じ、早期の見直しを図る。

項目	区分	現状の問題点	解決の方向性
2 個別施設計画			
(1) コスト縮減効果の過大評価の懸念	意見	長寿命化計画における橋梁に係るコスト縮減効果の算定期間が短い期間で算定した結果、年平均コスト縮減額が過大に算定され、コスト縮減効果が過大評価されないか懸念される。	事後保全型と予防保全型のライフサイクルコストの試算結果比較を合理的に検討できるよう、コスト縮減効果の算定期間を設定する。
(2) 新技術等の活用による効率化の余地	意見	現行の目視点検と比較し、新技術等の活用による点検業務の効率化の余地はあると考えられる。	新技術等の活用目的（質・安全性の向上、コスト縮減等）と見込まれる効果を検討し、優先順位を明確にしたうえで、新技術等の活用を推進する。
(3) システム化による管理業務の合理化の余地	意見	個別施設計画に基づく一連の業務（点検、診断、措置、記録）に関する管理状況が手作業による管理に大きく依存しているため、システム化による管理業務の合理化の余地はあると考えられる。	国のデータプラットフォーム「クロスロード」の活用可能性も含めて、管理業務のシステム化に向けた検討を進める。
3 契約			
(1) 指名競争入札とする理由に乏しい契約	指摘	指名競争入札とする理由に乏しい契約が検出された。 <ul style="list-style-type: none"> ➤ 除融雪業務委託、道路管理業務委託 ➤ 除融雪機械整備業務委託 	土木事務所によっては、指名競争入札から一般競争入札に移行している事例も見られることから、指名競争入札の根拠を精査のうえ、指名競争入札とする理由に乏しい場合、現行の契約方法を見直す。
(2) 無償による債務保証	意見	道路公社の借入に対する債務保証の対価を無償とする公益上の必要性が認められるか疑問である。	道路公社の借入金に対する債務保証は県が道路公社の信用を補完しているものであるため、道路公社の信用を補完している対価として、道路公社から保証料を受領する必要性を検討する。
4 公社等			
(1) 受託事業収益の計上もれ	指摘	道路公社の決算において、「みやぎ県北高速幹線道路工事委託」に係る受託事業収益・費用の計上もれていたと認められる。	道路公社における内部統制上のリスク評価を適切に行い、専門家の関与の必要性・十分性を検討する。
(2) 重要な会計方針の記載不足	指摘	現在、実施していない事業に係る道路事業損失補てん引当金残高 8,010 百万円（令和3年度）に係る内容が重要な会計方針に記載されていないため、重要な会計方針の記載不足と考えられる。	重要性が認められる会計処理の内容については、重要な会計方針等において、当該内容を明記する。

項目	区分	現状の問題点	解決の方向性
(3) 不明確なペイオフ対策	意見	道路公社はペイオフの限度額（10,000千円）を超える多額の預金を有しているのであるから、預金先の安全性検討や評価をせず、預金先を決定することがペイオフ対策として十分といえるか疑問である。	預金先の安全性検討・評価を実施する等、県の取組も参考にペイオフ対策方針を明確にする。
(4) 経営課題の開示不足	意見	道路公社の経営評価において、設備投資計画と料金徴収期間の整合性やインフラ長寿命化対策への取組状況に係る経営課題が十分に開示されているといえるか疑問である。	公社等の重要な経営課題の開示を踏まえて、経営評価を実施する。
(5) 管理部門の合理化検討の余地	意見	道路公社と親和性があると考えられる公社等（宮城県土地開発公社、宮城県住宅供給公社）があることから、管理部門の共通化等の合理化策の検討余地がないといえるか疑問である。	管理部門の共通化によるメリット比較を行い、管理部門の合理化余地がないか検討する。